



鳥取県公報

令和7年12月12日（金）
号外第108号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（7）（警務課） ······ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県道路交通法施行細則及び鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(警察署長の駐車許可)	(警察署長の駐車許可)
第6条 略	第6条 略
2～7 略	2～7 略
8 <u>前項の許可証の交付が電子情報処理組織（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた場合は、当該許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録（同条例第2条第5号に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に記録されるときを除き、当該許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</u>	8 <u>前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る駐車をしている間、許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。</u>
9 <u>第7項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る駐車をしている間、当該許可証（前項に規定する場合にあっては、当該許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。</u>	9 略
10 略	10 略
11 略	11 略
12 略	12 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可証（第3

号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証)を廃棄(第8項に規定する場合にあっては、当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去)しなければならない。

(1)～(4) 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任又は解任の届出は、安全運転管理者にあっては別記様式第4号による届出書を、副安全運転管理者にあっては別記様式第4号の2による届出書を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 略

(運転経歴証明書再交付申請書)

第21条の2 略

2 施行規則第30条の11第2項第2号の申請用写真の添付は要しないものとする。

号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証)を廃棄しなければならない。

(1)～(4) 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任又は解任の届出は、別記様式第4号による届出書を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 略

(運転経歴証明書再交付申請書)

第21条の2 略

2 施行規則第30条の11第2項の都道府県公安委員会規則で定める申請用写真の添付を要しない場合は、同条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合とする。

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第10条の2関係）

整理番号

届出書に係る者に関する運転管理制度

年 月 日

鳥取県公安委員会様

① 届出者

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

住 所

(電話)

別記様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第4号の2（第10条の2関係）

整理番号 (安管 -)

副 安 全 運 転 管 理 者 に 關 す る 届 出 書

年 月 日

鳥取県公安委員会様

① 届出者

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

住 所

(電話)

② 選任年月日		年 月 日				(略)		(ふりがな)		
③ 副安全運転管理者 氏名		(ふりがな)								
④ 資格要件		生年月日 大昭年月日 (歳)				⑨ 使 用 の 本 拠		⑩ 乗 用 貨 物 大 型 小 型 大 型 普 通 二 輪 計		
		(年齢) 平								
		1 運転の管理 経験 1年以上	2 運転の経験 期間 3年以上	3 公安委員会の認定						
⑤ 職務上の地位		1 使用者	2 課長以上	3 係長						
		4 主任	5 その他 ()							
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合		免許の種類								
		免許年月日		・	・	・				
		免許証等番号								
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様		勤務		日勤 隔日						
				その他 ()						
		他の副安全運転管理者の有無		あり (名) なし						
⑧ (副の運転管理全歴に連なる経歴)	勤務期間		勤務所名		職務上の地位		業務内容		⑪ 乗 用 貨 物 大 型 小 型 大 型 普 通 二 輪 計	
	自	・	・							
	至	・	・							
	自	・	・							
	至	・	・							
	自	・	・							
至	・	・								
自	・	・								
至	・	・								
⑫ 前管副管理者全運転事		解年月日		任日		年月日				
		氏名								
⑬ 解任事		解年月日		任由		1 死亡 2 退職 3 転任				
		6 その他 ()								

備 者

別記様式第10号から別記様式第11号の2までを次のように改める。

別記様式第10号（第20条関係）

運転経歴証明書交付等申請書

年 月 日

写真

鳥取県公安委員会 様

フ リ ガ ナ

氏 名

住 所

道路交通法第105条の2の規定により、運転経歴証明書の交付又は個人番号カードへの運転経歴情報の記録を申請します。

生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	() -
運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード
運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード
※処理欄	<input type="checkbox"/> 手数料納付について確認済み

注 ※印欄は記載しないこと。

備考 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。

別記様式第11号(第21条関係)

県内異動・県外転入

変更事項	住所・氏名・その他		
運転経歴証明書記載事項等変更届			
鳥取県公安委員会様		年 月 日	
※太線の中だけを記載してください。	フリガナ	生年月日	電話番号
	氏名	年月日	() -
	フリガナ		
	新氏名		
	新住所		
確認方法	住民票・個人番号カード・配達文書等・その他()		

現に受けていいる運転経歴証明書等	フリガナ											
	氏名											
	住所											
	運転経歴証明書番号 又は 運転経歴情報記録番号											交付等公安委員会
公安委員会												

交付(記録)場所	(東部・中部・西部)センター・()警察署		取扱者:
----------	-----------------------	--	------

登録審査責任者	登録票作成	登録者

別記様式第11号の2(第21条の2関係)

運轉經歷證明書再交付申請書

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

フリガナ		電話番号	記載事項の 変更の有無
氏名		() -	
生年月日	年 月 日	有	
住所		無	
再交付 理由			

資料区分		登録年月日	<input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/> 年 <input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/> 月 <input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/> 日	登録番号	<input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 25px; border: 1px solid black;" type="text"/>
再交付	サブコード				
	受付場所	東部	中部	西部	
		50	60	70	

現に受けている運転経歴証明書	経歴証明書番号																			
	交付年月日登録番号											運転者区分								
	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大型	中型	普通	小型	原付	けん引	大型	中型	普通	大型	特二	けん引二	優良	一般	
	型	型	型	通	特	二	自	二	特	付	二	型	二	二	二	二	交付	公安委員会		

登録審査責任者	登録票作成	登録者

(鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名 <u>次に掲げるものをいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u>（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p>

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

（3）電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（4）・（5） 略

2 略

（申請等の手続）

第5条 略

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 第1項の申請等を行う者は、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

（1） 略

（2） 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

（3） 略

（4） 前3号に規定するもののほか、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める電子証明

（3）電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（4）・（5） 略

2 略

（申請等の手続）

第5条 略

2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他鳥取県公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項の申請等を行う者は、鳥取県公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、鳥取県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（1） 略

（2） 略

（3） 前2号に規定するもののほか、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める電子証明

書

5 鳥取県公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、鳥取県公安委員会等が当該事項を確認するため必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととができる。

6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第5条第4項各号のいずれかに該当する電子証明書に限る。第9条及び第11条において同じ。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める措置とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第7条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が認める場合

書

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第6条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第5条第4項各号のいずれかに該当する電子証明書に限る。第9条及び第11条において同じ。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、鳥取県公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第7条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると鳥取県公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると鳥取県公安委員会等が認められる場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第5条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（処分通知等の手続）

第9条 鳥取県公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を鳥取県公安委員会等の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録し、及び送信するものとする。この場合において、鳥取県公安委員会等は、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と当該情報と併せて記録し、及び送信するものとする。

2 略

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長の定めるところにより行う届出

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第11条 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、

(3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

（処分通知等の手続）

第9条 鳥取県公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を鳥取県公安委員会等の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録し、及び送信するものとする。この場合において、鳥取県公安委員会等は、当該処分通知等が電子署名を要するものであると認めるときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と当該情報と併せて記録し、及び送信するものとする。

2 略

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の鳥取県公安委員会等の定めるところにより行う届出

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第11条 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、

<p>当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置<u>その他の処分通知等を行った者を確認するための措置として鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める措置</u>とする。</p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</p> <p>第12条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると<u>鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長</u>が認める場合</p> <p>(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると<u>鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長</u>が認める場合</p>	<p>当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。</p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</p> <p>第12条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると<u>鳥取県公安委員会等</u>が認める場合</p> <p>(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると<u>鳥取県公安委員会等</u>が認める場合</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(鳥取県道路交通法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条及び第2条の規定による改正前の鳥取県道路交通法施行細則の規定によりなされている申請、届出その他の手続は、それぞれ第1条及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路交通法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

(鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第7条第2項の規定は、同項の規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用し、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。